

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

平 田 重 明

あいさつ―福島正夫（早稲田大学比較法研究所研究員）

平田さんはアジア経済研究所（アジア研）で東欧社会主義国の経済政策について研究会の主査として活動しておられます。そのテーマは「コメコン統合計画と東欧諸国」ですが、われわれの研究会グループの鈴木輝二さんと酒井農史さんがこれに参加しておられます。その研究成果として、一昨年（一九七四）三月に「東欧の農業生産協同組合 上・下」が、また最近には「東欧の労働者統制と国有化」が昨年（一九七五）八月にいずれも平田編で、それぞれアジア研出版部から出版されました。いまお手許に配付されているのが、その後の方です。

平田さんのご専門はチェコスロバキアの政治、経済ということになりました。チェコには一九六二年と一九七〇年と一九七三年の三回にわたって滞在研究されました。チェコスロバキアではスターリン像の撤去破壊が他の東欧諸国に比べてはるかに遅れて、それが一九六二年に平田さんのおいでのになったときにはまだ健在だったそうです。チェコの政治が東欧諸国の他とことなり、いわばスターリン的保守派政治家がスターリン批判後も相当長く根をはっていたことを意味します。そこに突如として一九六八年のプラハの春という事態を生じた。平田さんは一九七〇年にお出でになり、変り方の大きさはお感じになったわけです。

もともとチェコは先進的な工業国で、独占資本が根をおろしました。第二次大戦で国がナチスに占領されると、これらは対独協

力の方向をとり、解放後は当然没収の対象となる。解放後の革命の過程はチエコでは典型的な二段革命で、第一段がブルジョア民主主義すなわちナチスとその協力者の財産没収と国有化、第二段が社会主義すなわちプロ独裁の権力により国有化も計画経済も社会主義の方向に進んでゆく。国有化の問題としてこの過程は興味深いと思います。これらの点についてこれからご報告を伺います。

講演 平田重明氏

まずお断りしなければなりません、本日の報告は「いまご紹介いただいたアジア経済研究所の「東欧の労働者統制と国有化」所載の拙稿（第一章・労働者統制復権の道、第二章・チエコスロバキアの労働者統制と国有化）を土台とするものです。が、それとかなり断片的なものに終りそうだという事です。

と申しますのは、その後すでに編集者の手に渡してあっても、まだ活字になっていない関連原稿もあるし、またいま準備中の原稿もありまして、前者については過渡の重複は避けなければならぬし、後者についてはまだ醗酵過程にあるという状態で、二重に歯切れの悪さが目立つことになりそうです。で、いずれ確実に印刷物になるものを仮定していただき、旧稿を踏み台にしながら、その継なぎとしての報告をすることをお許しいただければ幸いです。

最近、社会主義への「多様な道」、「独自の道」、「自主的な道」が現代社会主義論のきわめて重要な論点の一つになってい

ますが、なかでも注目されているのが「先進国革命の道」です。もちろん、第二次大戦直後、「独自の道」の模索がなかつたわけではありません。いや、むしろ、一九四八年までは、逆説的に聞こえるかもしれませんが、「ロシア的道」とはちがう「別の道」の追求が現在より旺盛だった、ともいえるのではないのでしょうか。スターリン自身も、一九四六年七月に、「ソビエトやプロレタリア・ディクタトゥーラを経由する道が唯一のものではなく、一定の状況があれば、別の道がある」と語っています。

ところで、戦後誕生した複数社会主義国のうちでチエコスロバキアだけはまことに特異な存在でした。それは、地理的にいって、東西の接点に位置したばかりでなく、現在の社会主義国のうち、その出発点で、類のない工業国であり、そのうえブルジョア民主主義の発達した国でした。その一端は次の表（第1表、第2表）からもお分りいただけると思います。そうした事情からこの国では社会主義への「独自の道」、いわゆる「社

第1表 第2次大戦前の就業構成(%)

国	年次	工 業	農 林 業	商 業・輸 運	サービ スその他
ブルガリア	1934	8.0	80.0	1.3	10.7
ハンガリー	1930	24.1	53.1 ¹	9.4	13.4
ポーランド	1931	12.1	70.3 ¹	6.7	10.9
ルーマニア	1930	7.2	78.2	…	14.6
チェコスロバキア	1930	37.4	38.7	12.2	11.7
オーストリア	1934	36.9	31.7	16.2	15.2
イギリス	1931	49.9	6.7	27.7	15.7
ドイツ	1933	40.4	28.9	18.4	12.3
イタリア	1931	29.6	47.3	12.9	10.2
フランス	1931	35.5	35.7	16.5	12.3
スウェーデン	1930	32.3	36.0	17.7	14.0

出所：АН СССР 《Экономика стран социализма》，Статистика，
М-1969，стр. 4.

(注) 1. 農業のみ。

第2表 第2次大戦前の国民1人当り基礎物資生産高

		ブル ガリ ア	ハン ガリ ー	ポー ラン ド	ル ー マ ニ ア	チス ェロ コバ キア	イ ギ リ ス	イ タ リ ア	フ ラ ン ス
電 力	KWH	42	153	106	72	285	693 ¹	362	485 ¹
石 炭	kg	153	658	1099	166	1904	5165	39	1091
銑 鉄	〃	—	39 ²	23 ³	8	116	182	19	191
鋼 鉄	〃	0.9	73	43	18	159	279	49	192
硫 酸	〃	—	4.4	5.4	2.8	11.4	23.6	24.1	34.9
セメント	〃	36	43	50	33	88	156	100	104
綿織物	m ²	4.6	15.9	7.7 ⁴	6.7	26.1	71.6	…	34
粉砂糖	kg	4.0	11.1	14.2	6.1	43.7	8.1	7.4	21

出所：Там же，стр. 6.

(注) 1. 高压送電 2. 合金鉄を除く
3. マルチン鋼換算 4. 縦尺

会主義へのチェコスロバキアの道」の探求がまさにその国民的課題であったといえるでしょう。ただし、その経緯については拙稿「チェコスロバキア『再生』運動の歴史的構造—社会主義への独自の道をめぐる源流と逆流—」(近刊、東大社会科学研究所編「現代社会主義—その多元的諸相—」, 東大出版会)で詳述しましたので、そちらに譲ることにして、ここで申上げたいのは、「独自の道」追求の問題意識が、たとえば、チェコ語の národ という言葉の駆使にも滲みでているように思えることです。もちろん、スラブ語同士であるチェコ・ロシア語辞典を引いてみますと、それはまず нация であり、次いで народ とありますが、今日の報告の主題、つまり、国有化に関連した用語でいえば、zárodění は国民化であって、国有化、ないしは国营化 (zestátnění—チェコ語の stát は英語の state に相当します) ではありませんし、また nationalizace (национализация) も用いられません。さらに、国有化された企業も国营企業 (státní—государственный) でなく、国民企業 (národní podnik) なのです。とはいえ、národ というチェコ語の「も」語感について、これ以上のごときは浅学で申上げられませんが、参考までに補足すれば、ヤロスラフ・クレイチー (Jaroslav Krejčí) はある本 (Social Change and Stratification in Postwar Czechoslovakia, London, Macmillan 1972) で

nation (nationality) というのはロマノフ、ホーエンツォルン、フンスブルク、オットマンの諸帝国では state (statehood) とは違う概念である、という指摘をしています。

さて、チェコスロバキアにおける国有化の前提になったのは、一九四五年四月五日に公布された「コシツェ綱領」(正式には、「チェコ人とスロバキア人の国民戦線 (Národní fronta) の最初のチェコスロバキア政府綱領」) であり、そこに盛り込まれた国民管理 (národní správa) でありまして、これを法令化したのが一九四五年五月一日の「国民管理令」です。この国民管理の対象になったのは敵と裏切者の所有・管理・賃借する財産ですが、もちろん、それは暫定措置であって、そこからさらに社会化に前進するか、私有へ後退するかは未解決の問題でした。しかし、国民管理は、後で触れるように、企業評議会の存在と一体のものである以上、それは、本質的にいって、生産にたいする労働者統制であったし、また「コシツェ綱領」自身も国民経済にたいする勤労人民の利益優先の民主的規制をはっきり打ちだしていました。

そこで、チェコスロバキアの国有化の考察をただ単に歴史研究に終らせない、つまり、今日的観点からいってもっとも注目しなければならぬのは当時(一九四五〜四八年)のチェコスロバキアの経済民主主義の制度的実態ということになります。

それは、大筋でいいますと、(一)中央(国会や政府)の経済管理機構、(二)経済自治(企業の自主性)、(三)企業内民主主義(企業評議会)という三本柱からなりたっていますが、ただしこれについては資料整理をはじめようとしている段階なので、問題点を指摘するにとどめ、これ以上体系的に申上げる準備はあません。

そういうわけで、冒頭でも申上げたように、アジ研の拙編著を土台にしながら、「先進国革命の道」考究にあたって、かつての先進国・チェコスロバキアの国有化の経験から汲みとるべき、いくつかの論点を断片的にあげていきたいと思います。

一、チェコスロバキアの第一次国有化は早くも終戦の年、一九四五年の一〇月に実施されていますが、その結果を総括的にとらえるには第一次国有化部門別構成にかんする統計(前出編著、一八頁)が便利です。この表から分るように、まず一〇〇%から九〇%近く(就業者数からいっても、事業所数からいっても)国有化されたのが鉱業、冶金、動力の三部門だけだという点が、まず注目されます。当時はまだ「石油時代」ではなく、「石炭時代」といった方がよいのですが、チェコスロバキアが工業の発達した国であるにもかかわらず資源小国であるという点は、わが国と共通しています。

一、つぎにこの表で眼を惹くのは印刷業の項(国有化率は就

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

業者数で二・七%、事業所数で三・八%)ですが、これは社会主義と言論の自由の問題に深くかかわるわけで、この部門に国有化はほとんど手触れせずに終わっているといえます。労働者統制の研究で著名なB・A・ヴィノグラードフ(ソ連)は、その理由をチェコスロバキアでは大きな印刷所は政党に属していたからだ、とたしか説明していたと記憶しますが、そうしたその国その国の言論活動の特殊性もまた十分考慮しなければならぬ事柄でしょう。ただし、表現の自由の問題と関連して、謎めいているのは、映画産業の国有化が、一〇月の第一次国有化令よりも約二カ月早く、八月にいち早く実施されていることです。

ミュンヘン協定やドイツ占領を招来するにあたって果したいわゆるマス・メディアの役割の異常に大きかったことは容易に想像できますが、それがチェコスロバキア共産党の「あらゆる文化手段を国家の管理に」というスローガンに直結した事情はただ私には調べがついておりません。ちなみに、「五月九日憲法」(一九四八年)にもこれは反映していて、第二十二条で「映画フィルム製作、配給、上映の権利ならびにフィルム輸入の権利」は国家にあるとされ、「ラジオ・テレビ放送は国家の排他的権利である」と規定されています。

一、つぎに補償問題、つまり有償国有化か、無償国有化かの問題ですが、第一次国有化令の規定によれば、国有化企業の旧

所有者はドイツ人、ハンガリー人、占領協力者をのぞき、特別国有化基金によって補償されることになったのですが、実際には即時補償は通貨の混乱を招くなどの理由から不可能で、支払はのびのびとなり、最終解決は一九四八年二月以降までもちこされていきます。そして、結論的にいうと、基本的には無償国有化となるのですが、それは第二次国有化令（一九四八年四～五月）が第一次国有化令の前述の規定の効力を承認しながらも、投機、サボタージュをしたもの、二カ年計画（一九四七～四八年）の遂行を妨害したものの、企業に損失を与えたものなどを補償の対象から外したからです（同上、二六頁）。しかし、そもそも有償国有化は当然大なり小なり過剰流動性の問題をはらむものであり、その吸収が新政権の直面する難題の一つに転化することははじめから眼にみえています。したがって、この視角からも国有化の対象は極力限定して、別途を考慮すべきではないでしょうか。そこで思い浮ぶのは、たとえば、中央銀行による規制もその一つです。チェコスロバキアでは庶民的な、つまり協同組合的な金融機関である貯蓄金庫、信用金庫などが国有化の対象外となったほか、銀行と保険会社はその資本金の大小にかかわらず国有化されたのですが、これによる金融機関の変化はそれほど大きくなかったといわれます。というのは、金融制度のカルテル化が進んでいたこともありましたが、また従来か

らこの分野では中央銀行による規制が強かったためです。

一、先ほども申上げましたが、チェコスロバキアの国有化の大きな特色は国有化企業が国营企業になったのではなく、国民企業になった点です。これはただ単に名称の問題ではなく、あくまでも実態の問題でありまして、拙論（同上、二九～三〇頁）でも書きましたように、国民企業は独立した法人であり、独立採算の企業として運営され、国家は国民企業の法的所有者にはなりませんが、その債務には責任を負わなかったのです。つまり、国民企業は財政的に自立した営業活動をいとなみ、法人税を支払ったのです。また、この国民企業は、通常、同一、ないしは相互に関連した生産プログラムをもつ企業群で構成され、したがってトラスト、またはコンビナートに類していたといわれますが、一九四七年末には三三〇の工場（その大半は国有化工場）によって三二一の国民企業が形成されています。そうすると、この国民企業は、自立的な経済活動組織である、「一九六五年経済改革」の生産経済単位（VHJ）とかなり酷似しているといえます。ちなみに、「六五年改革」では、生産経済単位は、垂直的には、アンシエーション、水平的にはトラストを構成し、その数は全部で約一〇〇、そしてこれが傘下企業グループの中央管理部になることになっています。

一、さて、国有化は、たとえば、シュコダ(Škoda)工場をレ

「ニン工場に名称変更するといった、ただ看板の書換えにとどまっていなければならないことはいうまでもありません。国有化が社会主義的国有化である以上、拙論（一〜二頁）でも指摘したように、国民経済の計画、管理のうえで、各企業の運営のうえで、労働者が階級として、また個々の勤労者集団として真にその主人公にならなければなりません。その点で、注目を集めてやまないのはチェコスロバキアにおける企業評議会の経験です。

労働者統制の機関としての企業評議会（企業委員会）はチェコスロバキアではまず第一次大戦後の革命の高揚期に生れていきます。これは、当時（一九二一年）の法令（三三〇号）では、従業員三〇人以上の企業に設置されることになっておりまして、一九二二年の資料によると、一六〇〇の評議会が設けられています。この機関を資本側は労資協調の機関にしようとし、チェコスロバキア共産党は闘争組織としようとして争うわけでありまして、一九二四年には共産党の首唱で全国大会を開き、全国企業委員会を選出、物価値上げ反対闘争に積極的に参加したといわれますが、しかしこれは一九二七年に改良主義的政党と労働組合の裏切りによって崩壊しております。

つぎに、第二次大戦後の企業評議会は、以上の戦前の経験を踏まえながら、解放の過程で下からできてくるわけですが、チ

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

ェコスロバキアの大きな特徴は、これを戦後まもなく法令化していることです。すなわち、一九四五年一〇月二四日に第一次国有化令と同時に公布された「企業評議会令」(Dekret presidenta republiky ze dne 24 října 1945, č. 104 Sb., o závodních a podnikových radách) がそれですが、これによれば、従業員二〇人以上の企業には工場評議会 (závodní rada)、三〜一九人の企業には工場代表委員 (závodní důvěrník) 企業が多くの独立工場で構成される場合は企業評議会 (podniková rada)、一〜二人の企業、また評議会未成立の企業では単一労働組合がその機能を代行することになっており、つまり、その大小にかかわらずすべての企業に労働者・職員の代表機関を設けることを義務づけている点で、戦前の法令とは大きく異なっています。また、評議会の組織や権限などについては拙論（二八〜二九頁）で書いたとおりなので省略しますが、その機能は各企業の活動がその労働者・職員の経済、社会、厚生、文化的利益に公正な満足をもたらえるようコントロールすることであり、ただし、もちろん、そこにサンジカリズムの傾向が発現することは避けなければならないわけでありまして、法令はその活動が全般的利益と調和するように、全般的経済的利益を見失わずにという歯止めをつけています。

一、ところで、この歴史的経験の延長線にたつて、一九六八

年の「プラハの春」当時、ふたたび企業評議会復活の動きが現れます。この試みは、残念ながら、周知の事情で、他の改革案同様、未完のまま終るわけですが、ご参考までに、一九六八年六月三〇日付けの「ルデー・プラボ」紙に発表された当時の政府の「企業における集团的民主的管理機関と経営機関の設置と実験のための暫定方針」にもとづいて、その構想の概略を簡条書的に申上げておくことにします。

1、評議会は企業長を任命しない。ただし評議員の三分の二多数決、また上級機関と協議のうえ、これをリコールすることができる。

2、評議会の権限はつぎのとおりである。投資の基本方向、総収入の配分への関与、企業の合併・分割の裁定、企業長の俸給・ボーナス、管理職のボーナスの認定。

3、評議会の構成は一〇〜三〇名とする。

4、評議員の選挙は企業の従業員のみからの直接選挙による。その候補者の選考は労働組合がおこなう。大企業や複合企業では評議員の一〇〜三〇%は外部の専門家とする。国家的観点からきわめて重要な企業では評議員の二〇%までを国家機関ないしは主要利用者が任命する。銀行の長期信用を受けている企業では銀行が評議員を出すことができる。

5、国营企業（鉄道、電信、電話など）や協同組合企業には

評議会は考えられない。

6、企業法が採択されるまでは（これは、結局、陽の目を見ずに終わったのですが）、評議会は関係省の認可を受けたうえで、一九六八年七月一日から活動をはじめ。

こうして、チェコスロバキアでも、と申しますのはユーゴスラビアの労働者評議会が念頭にあるからなのですが、そしてまたそれとは権限で異なると思いますが、ともかくチェコスロバキアでも、ソ連軍侵入の五〇日ほどまえから企業評議会が部分的、実験的に活動をはじめ、その余燼は翌一九六九年春まで続くわけです。その経過を追うことが、国有化問題の考察ばかりでなく、またチェコスロバキアの「再生」運動の本質究明のうえでも貴重な素材の一つになると考えていますが、これもまだ勉強不足で、ただ問題点の指摘にとどめ、今後の宿題とさせていただきます。

一、最後に、国有化と零細企業問題について触れますと、チェコスロバキアでは小工業企業も、小商店も五〇年代の初頭に激減しております。これを統計（同上、三三頁）でみますと、一九四八年末の三八万二五二〇企業（従業者数九〇万四七二七人）から一九五二年末の九万一二八九企業（一〇万八六五二人）と減退しています。ついでに、数字を上げておきますと、その先細り傾向はその後も確実に進んで、私企業は零細企業の方

野でもほとんど完全に姿を消したといっても間違ひではありません。これを、社会主義の建設が基本的に完了したとされる一九六〇年でいうと、六五五三企業（六六〇一人）、その内訳を数の多い順にいえば、繊維・衣料（一二六九企業）、金属加工（九四八）、皮革・ゴム（八九九）、木工（八四三）、サービス（八三五）、商業（五七七）、園芸（三五四）、建設（二六一）、運輸（二〇三）、食品（九三）、建設資料（八四）、紙（七四）、飲食（六三）となります。このように急激に小企業の命脈が断たれた事情の背後には、もちろん、第二次大戦直後の経済的逼迫状況がありますが、もう一つこれにスターリンの「階級闘争激化論」が大きな影を落していることも、指摘しておかなければなりません。このテーゼは、一九四八年六月のコミンフォルムによるユーゴスラビア批判を転機として東ヨーロッパに持ちこまれるわけですが、これを境として、小生産は資本主義の培養基であるという一面が極端に強調され、農業集団化をふくめて、これにたいする、当時の用語でいえば、「尖锐な」行政的制限措置がとられることとなります。こうした過去の経済政策にたいして、あれは誤りであったとか、東ドイツの国家資本主義形態の利用から学ぶべきである（一九七三年からドイツの事態は変化しましたが）とか、修理業など零細企業の存在価値を認めるべきなどと、後年反省の声も出てくるわけですが、それ

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

に答えて、六八年の「再生」運動ではつぎのような命題も提起されます。生産力が手工業的水準にあるとか、社会の必要でなく、個人の私的必要性をみたすものであるとか、生産力の性質が個人的である分野ではどこでも私的企業が社会主義と両立できる。

こうして、約三〇年にわたるチェコスロバキアの戦後史を辿ってみると、一九四八年から一九六八年にいたる二〇年の大きな断層の存在に気づきます。これを切りとって縫い直おしをしようというのが「プラハの春」だったともいえます。そうすると、ずいぶん迂回をしたということにもなりますが、戦後のきびしい国際環境などを忘れずに念頭においても、その重大な岐路になったのがコミンフォルム決議（一九四八年六月と四九年一月）であることは、否定できない歴史的事実ではないでしょうか。これによって社会主義各国の自主性、独自性の芽は摘みとられ、本日の論題に関連していえば、チェコスロバキアの国民企業も名のみを残して国营企業となり、それと同時に企業評議会も消滅しました。六八年の「再生」運動の過程で、もう一度、「非国营、社会化企業」という問題提起があるわけですが、その後こんにちに至るまでの事態の推移がよく示しているように、軌道修正はまことに難事業です。それにつけても、第二次大戦

直後の時点での「社会主義への独自の道」の理論的準備の不足が痛感されます。その意味でも、チェコスロバキアの国有化、znárodnění、国民のものにするの経験からいま学ぶべきものは少くないと考えます。

討論

福島 平田さんのご報告に質問討論を行ないたいと思います。

では私から。国民企業(narodni podnik)ですが、ナロードというのはロシア語では人民ですね。これがはっきり国营企業と区別されるというのは大変おもしろい。人民的企業が使っておったということで、比べたいのはドイツの場合は、フォルクスアイゲンを使ってシュタートアイゲンとは全くいわないのですね。ところがチェコでは両方を使って意味を区別している。しかしまたチェコでは国营企業(státni podnik)が解放前からの国有企業という特殊の意義をもっているのですね。

私はチェコの法律とドイツの法律と若干親近性があるような気がする。憲法とか家族法とかでは、たしかにこの両国は共通性もあるし、また他の国のとは、はなれていました。所有権については、チェコにヴィクトル・クナップという民法学者がい

て、この人の「人民民主主義諸国における所有権(Vlastnictví v lidové demokracii, 1952)は有名です(ロシア語訳は一九五四年、よく引用される)。チェコスロバキアにおける所有の章で、人民財産(народное имущество, народное достояние)という術語を使っているのです。私はチェコ語を知りませんが、どうも、ドイツとチェコ両方、国家という言葉はさけている気がする。東ドイツでは国有化でも Verstaatlichung とはいわない。いう場合は革命前のものについてだそうです。

それから東欧社会主義国の革命はブルジョア民主主義と社会主義の二段階ですね。その第一段階の時には、ソ連の直接占領下にあったということを除いては、チェコなんか直接占領がなかったんでしよう(一九四五年一月に撤退しています)。その時期プラハでは、国有化にしろ何にしろ、モスクワ帰りとロンドン帰りと呉越同舟の新政権は、ソ連軍と共同歩調をとって民主化をやった、その時期のソ連は、その民主化を一応自由にやらせていたと見ていいんでしようか。それとも内面的な強力な指導があったんでしようか。

もう一つ、戦後のソ連は自己の解放した地域に強制的な経済政策をとったといわれます。輸入する場合国際価格の何分の一という不平等交換をやった。チェコの指導者としては基本的にこれに服従するよりなかった。不平等交換は私は六〇年代の

半ば以降はなくなつたんじゃないかと思うんですが。不平等交換があつて長年の間搾取されたというようなことはチェコ人民の記憶から消えないでしょう。このへんどうですか。

平田 経済の関係でいえば、経済改革が行なわれる段階に入るまでは相当ソ連側からの圧力があつたのではないかと思ひます。つまり、「独自の道」、これがいつまで許されていたかというのですが、先ほどご紹介したように四六年七月、その当時スターリンが、「ソビエト的な道でなくて、ディクタトゥーラを経由せずに」と語つたといひます。これは、原文をさがしたと思ひまして、調べたのですが、毎年、党史の参考資料が出ていまして、そのある版に引用されているといひますが、これが手に入らなくて、現物にあたつてはいいのですが、最近「ゴットワルト伝」といふ伝記が出ました。六八年事件の終息したあと七三年に出たものですが、この本の中にその部分の引用が、驚いたことに、はつきり出ています。スターリンがこう語つたといひるので、その時点はもちろんそうですし、それからゴットワルトの書いたものを見ていきますと、四八年の初頭までは「チェコスロバキアの道」といふ言葉が出てきます。その後出てこなくなりましたが、やはり、四八年六月のコミンフォルムによるユーゴ批判、これがなんといつてもいちばん大きな転機になっています。もちろん、四七年九月にコミンフォルム

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

が創立された時点でフランスやイタリアの両共産党が批判されて、「独自の道」の批判が萌芽的には出ていたと思ひますが、はつきり「チェコスロバキアの道」などの途絶が起つたのは、やはり四八年の六月以降ではなからうかと考えます。

それから、最初のナロートという言葉ですが、これも先ほど申し上げたように、その意味する内容が限定できなくて困つています。チェコという国は歴史的にみますと民族的な貴族の不在の国なのです。つまり、オーストリアと闘ひまして、一七世紀のはじめの敗北によつてチェコ人貴族は一掃されますから、その国民復興運動も貴族なしに闘われるわけで、そういうことからナロートといひのが特別なひびきをもつた言葉として歴史的に形成されてきたのではないかと考えます。もう一つ、人民という言葉です。政党で人民党といひますが、これはカトリック系統の政党です。この方はリト(Lit)といひ言葉があります。ちょうどロシア語のリューチという言葉を想起させています。形からいへば、ですから、私はそちらの方を人民と訳してあります。一方、ナロートの方は民族と訳したいような時もあります。

それから不平等交換のことですが、この点についてはポーランドの場合はボズナニ事件後はつきり公式の文書に出てきません。ただ、チェコについては私は一度も目にしたことがない。

ポーランドでは石炭の不等価交換のことが指摘されています。それでコミンフォルムが一方にあるわけですが、ソ連圏の国際機構としてはそのコミンフォルムとコメコン、ワルシャワ条約は四九年の一月にできます。その当時は二国間の長期通商協定、これによって相互調整が行なわれるわけです。チェコの場合、他の国もそうですが、対ソ通商協定、これが特に五カ年計画の修正を強制したわけです。チェコでは四九年に第一次五カ年計画が発足しますが、もともとの原案は四七年の秋にできておりまして、その当時共産党も社会民主党も国民社会党もそれぞれ草案を発表する。その他の政党もこれらの草案に対して意見を述べる。こうして実質的には、すべての政党が草案を発表するという格好になりました、これが出そろって各党の代表からなる中央計画委員会で審議され、そして原案ができるということだったのですが、四八年に「二月事件」がありまして、最終的には共産党の指令という形でこれができていきます。それから四九年になってコメコンが生れ、国際緊張が背景にあつて、その結果計画修正をせざるをえなくなり、五年に修正をするわけです。四八年計画と五年計画を比較しますと、それは事実上新しい五カ年計画の策定といつても言いすぎでないほど、大きく変わっております。まず国民所得、その五三年目標（一

九四八年—一〇〇）が一四八から一七〇、工業生産が一五七から一九八、そのうち生産手段が一七〇から二三三。消費財、これが一五〇から一七三。それから金属加工の一九三から二六七、化学の一六二に対する二二〇、また農業に移りますと全体で一三七が一五三、うち耕種生産が一一一の一四二、畜産が一八六の一七二と、これだけは切下げます。そして、最終年度一九五三年の達成値をみますと、年成長率で驚異なのは金属加工の二六・二%の三二七、化学の一八・九%の二三八。こうした数字的奇蹟のある反面、たとえば農業は三・二、うち、耕種が二・八%、畜産が三・四%と目標を大きく下回っています。栗飯原 この状況が六五年頃まで続いたんじゃないでしょうか。

平田 これは、結局、チェコは資源に恵まれてないわけですが、そういう現実を無視して、非常に高い目標を立てて、その実現に努力をする。その過程で、原料に恵まれないという主張はコスモポリティズムのあらわれであるということで、地質探査に膨大な費用が投じられる。それから低品位鉱を開発する。効率が悪いです。そして農業は計画目標を全然下回っていた。一九四九年秋には食糧の配給制は一度解除になったのですが、五年からまた復活するということになりました、大へん国民生活も窮迫したわけです。五三年にスターリンが亡く

なりましてソ連も方向転換をやりませう。それと同時に、チェコモ五四、五五という年は調整年度にして長期計画は立てない。五六年になってはじめて第二次五カ年計画が発足するわけです。そうしないと国民生活が本当に危殆に瀕する状況でしたから調整をやったわけです。五六年前後からチェコは東欧圏の優等生と言われますが、経済的には安定していて、五六年にポーランド事件とかハンガリー事件が起きましたが、チェコの場合はそうした衝撃的な事件は起こらなかったわけです。それと結局、チェコが他の国と違うところは民族問題で、もちろんどの国も民族問題をかかえていて、ユーゴの場合などまことに複雑ですが、チェコの場合民族構成は非常に単純化されて、ドイツに占領されてユダヤ人がまづ少なくなりませう。次にロシア人とウクライナ人ですが、ソ連に統合されてこれもかなり減少します。また解放の過程でドイツ人がほとんど姿を消します。それからマジヤール人（ハンガリー人）、これはスロバキア人と交換されて、まだかなり残っていますが、それも比率が低下する。ですから民族構成が、チェコ人とスロバキア人の二民族と単純化されるわけです。それが、「ブルジョア民族主義」の追求ということで、スロバキアに対する圧力が非常に高まり、スロバキアの「ブルジョア民族主義者」の裁判にしてもこれが行なわれたのが一九五四年です。五年にはスタリーンの世を

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

去って、他の東欧諸国ではすでに名誉回復が始まってきているわけです。それにもかかわらずチェコだけはさらにこれを続ける。その点はチェコの特長事情で、チェコ民族対スロバキア民族の齟齬、これが他の国には見られない特徴です。これが大國に利用される危険性をつねにはらんでいる。ヒトラーの傀儡政権、これで一応、スロバキアは独立を味います。それから、「再生」運動でもただ一つ実現したのは連邦制で、それだけ実現して（ソ連軍が入ったのち）います。ですから「再生」運動にもいろいろな潮流があるわけで、その中でいちばん推進力になったのは、やはりスロバキアの連邦化の要求です。

福島 そうですね。連邦制は当初からスロバキアの要求です。それが六〇年憲法には、結局ああいふ形で、スロバキア民族評議会というスロバキアのための国家機構はみとめながら、連邦形態をとりスロバキア民族の国家主権を明確にするまでには至りませんでした。私がチェコ事件の少しあとプラハに入りまして、さっきのヴィクトル・クナツに会いたいと申出たのですが、非常に多忙で会えなかつた。多忙の原因は連邦制を実現する一九六八年一二月の憲法的法律の制定の仕事だったんです。これはプラハの春のつづぎなのか。ノボトニー政権の下ではできなかったのでしょうか。

平田 そう、ノボトニーがいたらどうでしょう。スロバキア

は、年表的にいうと一九四一年の五月一日、スロバキア共産党が新しい綱領をつくりまして、スロバキア・ソビエト共和国の樹立をうたっています。そしてソ連邦に合併するという方向を出している。ところが四三年の九月になり、スロバキア共産党と市民ブロック（これは民主党ですが）、これが会談して協定で連邦化という構想を打ち出してくるわけです。そして「コンツェ綱領」で両民族の同権ということがはっきりうたわれるわけですが、スロバキアの権力の唯一の具現者としてのスロバキア民族評議会、これを承認することだったのが、スロバキア民族評議会とチェコスロバキアの中央政府との関係がはっきりされないまま戦後解決しようということで一応ペンディングになってしまいます。ところがその後四六年五月二六日に選挙がありましてチェコでは、共産党が得票率四〇・一七％で第一党になったのたいし、スロバキアでは民主党が六二％の得票率で第一党、共産党は三〇・七％で、第二位にとどまります。この選挙結果からいって、この民主党というのは民族主義的な、戦前の反動勢力とかなり結びつきの強い政党なのですが、スロバキアの独立承認が社会主義にとって危険であるという考えから、だんだんスロバキアとの連邦制が後退するという形になりました。「四八年憲法」で、スロバキアに対する譲歩はあつて、全権委員団、つまりスロバキア政府を認めるわけですが、

これが中央政府に従属するという規定になる。それから「六〇年憲法」ではもつと後退しまして、スロバキアは三つの行政單位に分けられる。ですからブラチスラバは一地方都市に転落してしまいます。そういう関係で、結局、連邦制は実現しなかつた。ですから連邦制の実現、それからファクターなど国内で抵抗運動を組織した人たち、そういう人々の復権、それとスロバキアの民族蜂起の再評価を要求して、これが「ブラハの春」の大きな原動力になるわけです。もちろん、ソ連軍が入らなくても連邦化は実現されたでしょうが、先ほどは言い方が少し不正確でしたが、ソ連に占領されても、これだけはソ連も認めるというか、やはり利用します。結局、現在の連邦制のもとであらゆるものがそれぞれにできて、たとえば、極端な話では、チェコスロバキア航空というのがありますが、スロバキア航空というのがまたできるわけです。あのように狭い国でそれほど意義のあることではないと思うのですが、非常に神経を使っているのか、何でもあるわけです。一つだけ例外がありまして、共産党だけはチェコスロバキア共産党で、スロバキアを使ってチェコの急進的なものをおさえようというのかここだけは二つに分れていません。

栗飯原 スロバキアとチェコとの工業化の進展の具合はどうですか。

平田 これは、戦前は問題にならないわけですが、それが戦後、関係がだいぶ変りまして、だいたい面積からいうと二対一の関係なのですが、出生率は、スロバキアの方が高い。で、人口からいってむしろスロバキアの方がパーセンテージが最近高まって、三分の一よりちょっと多くなっているのではないかと思います。工業生産などの比率もだんだん三分の一という線に近づいてきている。そうしたことがスロバキアの発言力を高めることになったわけで、これがやはり「プラハの春」でスロバキアの人たちが大きな発言力をもったことの裏付けになります。

長谷川 チェコには外資が入っていたと思いますが、国別の比率はどのようなものだったのでしょうか。

平田 最後はドイツ系ですね。これが一番強かったわけですが、それ以前でいえば、やはりイギリスとかフランスとかの系統です。

長谷川 国有化という場合に、ドイツに関してはまったく没取だったのですが、アメリカとかイギリスには補償の条項はあったんでしょか。

平田 外国資本については、敵以外のものについては有償ということになりました。

長谷川 一九七一年か七二年にアメリカとの間に補償協定がで

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

きたんですけれども、ユダヤ人の出国の問題で、協定が実施されなかったため賠償の支払いがおこなわれなくなったと思うんですけど。アメリカだけですか、そうすると。

平田 これについては、スイスを先頭にして分割払いの協定が結ばれます。たしかにアメリカは、いまおっしゃったことが最近もでてきます。ですから最終的な解決までいっていないのかもしれないませんが、他の国についてはこういう形で補償しました。

直川 チェコの国民企業は独立した法人で、独立採算の企業として運営されていて、国家はこの企業の管理に責任を負わないというご説明でしたが、ソ連の国有化企業の場合でも法人性をもち、独立採算で国家は直接赤字を補填しないという原則の限りでは同じではないでしょうか。

平田 その点、一応、ホズラスチョートの企業というわけですが、しかし最近の経済改革以前、国家が固定フォンドも流動資金も一切、企業に対して支給するという原則ではないでしょうか。

直川 ソ連の場合には歴史的な変遷がいろいろあるかと思いますが、経済改革以前にも企業が企業たるゆえんは法人性をもつところにあると理解していました。もともと戦時共産主義の時代は別ですが。ところで先ほど人民党という例でお挙げになりましたリト、つまりロシア語のリューデですが、人民とい

うニューアンスはソ連にはちよつとないみたいですね。人々とか民衆、世間、そういうった感じですよ。それからナロードですが、ソ連の場合、こちらの方を人民と訳しますが、革命前のナロードとは実体は農民だったわけですよ。

平田 チェコの場合ですと、ブルタワ河の橋のたもとに国民劇場という劇場があります。これは全国民が醸金をして、国民復興運動のとき、建てたものです。その落成直前火事が出て焼けて、もう一度集め直して建てたのです。そこへゆきますと無台正面の幕の上のところに、「ナード・ソベ」、つまり、「国民が自分自身に」ということが書いてあります。それは訳語として人民劇場というのはどうも似つかわしくなくて、国民劇場の方がびつたりします。

福島 ソ連ならば国家あるいは国立劇場というところですね。スロバキア語でもそういうふうなところですか。

平田 ナードトはスロバキア語でも全く形は同じですが、私の主観かもしれないませんが、これは国民ではなく、民族と訳してしまいます。両民族の歴史の違いがどうしてもあります。

福島 プラハにスロバキア人はたくさんいるんですか。スロバキア語だけの本屋がありますね。一般の本屋でもスロバキア語とチェコ語と両方売っている。民族によって文化伝統は、非常にちがいますか。チェコ人に自分は文化人だが、スロバキア人

は百姓だとか差別意識がありますか。

平田 東京でも、スロバキア人はいませんでしたが。やはり外交官というのはなかなかスロバキア人にとっては出ていけないような不平等がある。チェコ人は気質の点で、われわれはメラニコリックだけれども、スロバキア人はナチュラルだと言います。素朴な感じですね。

福島 六五年の経済改革における労働者の対応です。いいかえれば、労働者と特にインテリとの意識の差ですが、チェコ事件ののち経済改革では差は拡がったのですか。

平田 労働者の方は「プラハの春」がはじまって、六月ぐらいになると企業評議会のことの問題になって、ようやく動き出すのですが、それまでは経済改革をやることによって不利になるのではないか、という考えがあつて、あまり積極的に動くという事はなかつたようです。

福島 私がプラハのある研究所の人に聞いたのでは、チェコ事件でも先に立ったのはインテリの方で、労働者がなかなかついてこない。労働者は優遇されていて、医者だとか高級技術者が分が悪いんですね。それで労働者を立ち上げさせるためにはぜひぶん奮闘したと言つてたんですか。

平田 経済改革は、スターリン像が爆破された年、六二年の一二月に一二回大会が開かれて、ここでしぶしぶノボト

ニーが経済改革に対して準備を始めるのを認めるわけです。それから、五〇年代の政治裁判の再審も委員会をつくることになった。できるだけ抑えこもうというわけで改革を保守的にしようとするから、逆流があるわけですけど、経済改革の方は例のオタ・シクの委員会ができてその草案が六四年一月に発表されます。正式に発足するのが六七年です。ところがまだ政治の方は相変わらずです。したがって、経済改革の実施もスムーズに進んでいかないのです。ようやく六八年の一月になってノボトニーが第一書記から退陣、国家元首の大統領と党の第一書記、この職責を分離することが決定します。頭がかわってようやく「再生」運動が活発にはじまっていくということ、その最初の段階では何ととっても知識人が主導権を握っていく。スロバキアの方には広範な運動があるわけですが、労働者自体としてはあの時点ではそれほど積極的な動きをしなかった。「行動綱領」が四月に出て、六月に企業管理の暫定措置というのが発表になりました。それで企業評議会を七月からつくるということになった。そのあたりでようやく関連の世論調査が行なわれたりして、労働者参加ということで労働者が動き出しますが、八月にすぐ破算になる。ソ連軍が入ってきて今度はむしろ反ロシア的な民族意識が働きはじめます。

福島 プラハで印象的だったのは、党の本部の前の人ばかり、

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

第一書記ドゥプチェクが来るというので大衆が待ちうけているわけです。一方、何かの建物には入口ということばが、四カ国語で書いてあったが、その中でとくにロシア語を黒い字で消している。その他いろいろ見聞きして、全く悲愴な感じがした。そういうふうで、チェコ事件直後は市民は非常に政治的であったのです。平田さんがそのあと七〇年においでになったときはみんなが政治アパシーになりましたか。

平田 そうですね。もちろん、締めつけもあって、昨日会った人が今日つかまったという話も聞きました。ちょうど黨員証書き換えの時期で、厳しい時期でしたが、それでも「プラハの春」で活躍した人々、もちろん職場があつた時代変つたりはしていましたが、その何人かには会えたのですが、七三年に行つたときには、いくら連絡してももうそういう人はいない、知らないという返事が戻ってくるだけでした。

福島 出国は自由ですか。

平田 自由ではありません。

直川 私、去年、プラハの国家と法研究所で所長のチェシュカ氏と会つて話をしましたが、いろいろあつたけれど、結局国外に出ていった人はごくわずかだと言っていました。

福島 国内で学者も口がなくなる。会うためどうしても働かなくてはならないときはタクシーの運転手にも。

平田 昔、外交官だったとか研究者だったとかいった人々がブルドーザーの運転手とかパン工場の職人とかになっている。肉体労働できる人はいいが、原稿ぐらいしか書けない人は困って、自分の名前では出せなくて、友人の名前で外国のトビックスなど訳したりしていました。

直川 社会構成の表をいただきましたが、農民が一〇％に満たない(七・七％)で少ないですが、これで農産物を輸入しないやっていけるんですか。

平田 最近の事態は改善されてきてますが、食糧は自給できない。ソ連は自分の国が不作の年にも出しているようです。

直川 ある社会学者(日本人)から聞いた話ですが、六八年頃運動の過程の中で、チェコではもはや階級といった概念は妥当しないんだ、という考え方が出てきていて、社会学の調査で裏付けることができるという論者がいたそうです。

平田 その点はつきり出ておりまして、チェコでもディクタトウーラの歴史的使命終了論が提起されています。ソ連の方は全人民国家論という方向へいくのですが、これに対してチェコ側は非常に異論がある。結局、全人民国家論は、階級ではないが社会主義社会を構成するさまざまな層、集団をあまりにも単純化して、そういう諸集団の差違を捨象しているとみて、もはや社会関係は生産手段に対する関係ではなくて、現実的、多面的

な地位の表明だと主張する。生産過程に対する関係、労働者と農民、肉体労働者と精神労働者、それから収入の差異、それから社会管理に対する参加の程度、管理者と労働者、党员と非党员、それから民族、チェコ人とスロバキア人、それにマジャール人、それから地方的区分、ボヘミア、モラヴィア、スロバキア、それから性別、それから世代の差異、そういう諸集団の利害の自由な対決が社会主義社会の進歩の原動力とみるわけです。これがムリナーションを中心としたチームの考え方で、その政治改革のテーマを六八年一〇月頃発表する予定で作業が進んでいたわけです。そのなかで選挙制度とか国会とかの広範な改革を見込んでいたのですが、ご破算です。

福島 全人民国家論は七〇年代に出ますか。

平田 今はあまり眼にしない。全人民国家論はすでに一九六二年の一二回党大会でも出てきます。ソ連は六一年ですね。それを引継いだ。

福島 一九七五年のセフ統計でみると、七四年末社会階層(グループ別)人口配分では、総人口に対する比率が、労働者十勤務員(ホワイトカラー)と農民が、ソ連では八二・九対一七・一です。これは、チェコ、ドイツではそれぞれ八八・七対一〇・二、八二・三対一七・七となっており、これが第一グループ。ポーランド、ハンガリーではそれぞれ七二・二対三・七、

七八・三対一八・一、ただしポーランドは単独経営農民が二三・六もおります。これが第二グループ。ルーマニア、ブルガリアではそれぞれ五二・二対四〇・九、五八・八対三九・七、これが第三グループとなって、相当格差があります。

しかし、ソ連の場合、この十数年来コルホーズからソフホーズへの転化傾向がいちじるしい。これは同じ社会主義農業企業でありながら、階級区分の上では農民から労働者に変つてくることを意味し、社会的生産の様子は同様ながら、所有形態と分配形態とがちがうことになる。ですから、かりに社会主義農民というカテゴリーでやると、そのパーセンテージは、いまの農民のが倍となり、その部分だけ労働者等の割合が減ります。ソ連では第一次産業の割合がまだ多いですから。

それでね、ソ連では新綱領以来全人民国家とか共産主義の全面的建設とかいうわけです。ところが、たとえばドイツでは、セフ統計で生産面からみると一人当りではソ連より大分高い。しかし、いまなお発展した社会主義の全面的建設とはいうが、共産主義の建設とはいいません。チェコの場合はどうなんですか。

平田 ええ、安定してますね。あれから不思議に街を歩いても表面的には非常に豊かですね。

福島 で、勤労意欲の問題ですね。これが一時、非常におち

チェコスロバキアにおける国有化の経験について

た。チェコ事件が起こってから、週休二日制にしよう。金曜日は土曜日気分午後仕事しないとか、ああいうのは？

平田 土曜は外で飲んで、日曜は家で飲んで、月曜の朝は三日酔い(?)とか。

西村 四六、七年に議会を通ずる社会主義の道が実る可能性はあったんでしょうか。独自の道として大きな内容を占めているとすれば、それを実現できなかった条件はどう考えたらよいでしょうか。

平田 四六年の選挙は、各政党が候補者を出しているが、四八年の五月の選挙の段階になると国民戦線の統一候補、推薦候補というところで政党別は出なくなつて、国民戦線の候補が九〇%かを獲得するということが、統計も実に単純化してしまうが、それをゴットワルトなどが最初から目ざしていたのか、それとも四八年のことだからソ連からの圧力があつてそうだったのか、その辺は「チェコスロバキアの道」という綱領的文書がない。ゴットワルトの全集をみても、ほんの短い演説みたいなものばかりで、体系的な論文を発表していません。ルールがどう敷かれ、変つていったか掴みようがない。

四六年には、共産党が国民経済復興に関する綱領を発表しますが、これはただ二カ年計画を採択することを付け加えただけ、あとは全部、「コシツェ綱領」に沿つてこれを推進してい

くということだけなのです。

福島 コシツエ綱領は、四八年憲法制定以後も効力は残っていたとある本に書いてありましたが、その後は？

平田 あの段階で国際情勢から何から全部変りましたから。

福島 二月事件が起こってからは、もう効力を失したでしょうね。

大畑 統計資料をいただきましたが、それによってよくわからないのは、共産党の党員数ですね。四九年で二三一万と急に多くなって次に五四年にはガタッと少なくなりませぬ。それから社会構成のところでは農民と中小農民ですが、これが五〇年と六一年の間には中小農民はガタッと減ってるわけですね。「職員」が同じ年度に増えているということですが、これは？

平田 党員数の方ですが、四八年以後、社民党は共産党と完全に合同し、他の政党も再編されて大量の党員が共産党に移りました。国によって政党の党員になるということの意識が非常に違うと思いますが、ある人が書いたものによると、チェコでは戦前は大変な数の政党があった。自動車の運転免許証のようにみんなどこかしらの党員だったという説明がありました。四八年の政党の再編成でみんな共産党になだれこんでいて、二・三一万になる。その後、五〇年代初頭からかなり厳しく党員証の書き換え行なわれた。それで急激に減って最近までは一六八

万の線でいって、「ブラハの春」以後また書き換えがあった。一〇〇万程度に減ったという状況です。それから社会構成の方ですが、中小農民が減っていったのは集団化が進んで、協同組合農民の項と裏腹の関係で、減っている。それから職員が五〇年から六一年まで非常にパーセンテージが変っているが、一般的には技術的進歩もあるし、またとくに公共サービスが大幅に拡大しているためです。

福島 では、平田さんから貴重なまた興味深いご報告と質問に対する親切なご教示をうかがいました。厚くお礼申し上げます。

(本稿は、昭和五一年五月二二日に開催された平田重明氏による講演「社会主義へのチェコスロバキアの道と国有化」及び討論を加筆・修正したものである。)